



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会社名 都 築 電 気 株 式 会 社  
代表者名 代表取締役社長 江森 勲  
(コード番号 8157 東証第2部)  
問合せ先 執行役員  
コンプライアンスリスク管理部長 鈴木 康史  
(電話番号 03-6833-7702)

## 当社取締役および執行役員に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会において、当社取締役および執行役員へのインセンティブプランとして、業績連動型株式報酬制度である「役員報酬 B I P 信託」(以下「本制度」(※1)という。)を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 77 回定時株主総会(以下「本株主総会」という。)に付議することとしましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. 本制度の導入目的

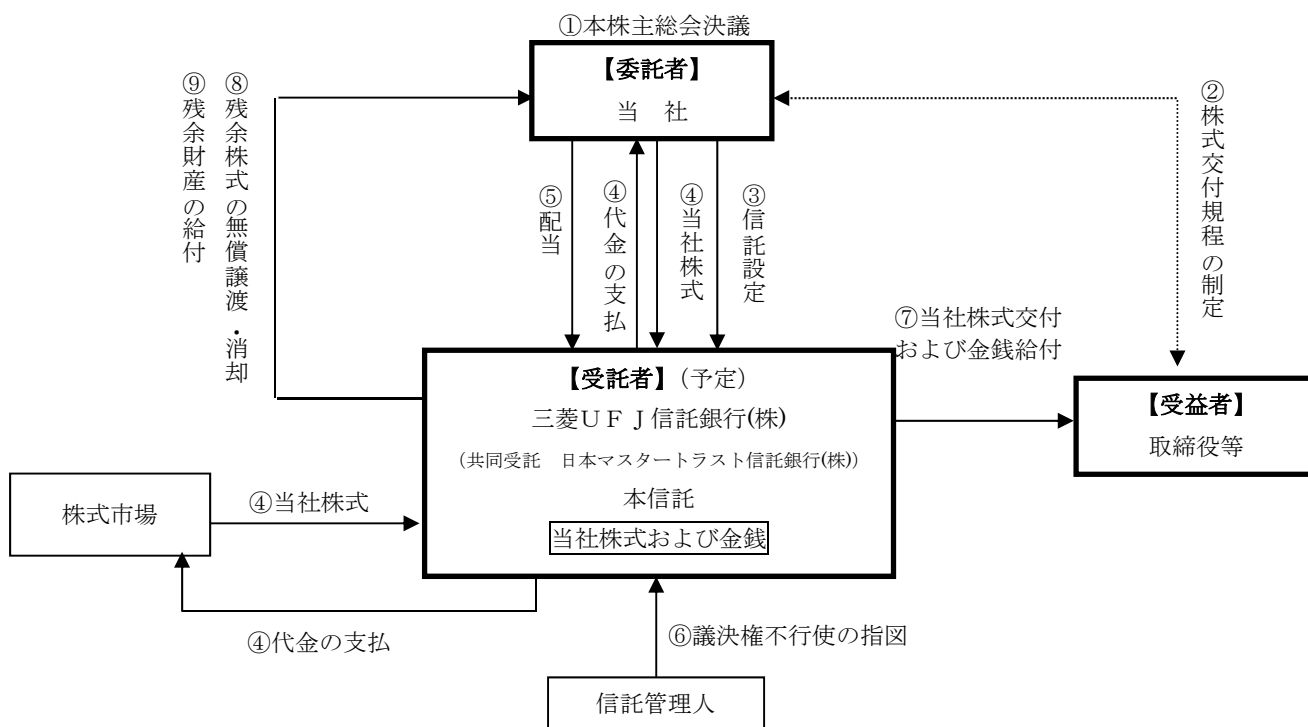
- (1) 当社は、当社取締役および執行役員(社外取締役および国内非居住者を除く。以下あわせて「取締役等」という。)を対象に、中長期的な業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めることを目的として、本制度を導入します(※2)。
- (2) 取締役等に対する本制度の導入は、本株主総会において役員報酬決議に係る承認を得ることを条件とします(※3)。
- (3) 本制度は、取締役等に対するインセンティブプランであり、役位別に定める標準報酬額および業績目標の達成度等に応じて取締役等に本制度により取得した当社株式およびその換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」という。)を交付および給付(以下「交付等」という。)するものです。なお、業績目標の指標には、各事業年度の連結売上高、連結営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益(以下、「連結当期純利益」という。)等を採用します。

(※1) 役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託とは、欧米の業績連動型株式報酬 (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度と同様に役員に株式を交付するインセンティブプランです。

(※2) 当社は、取締役会の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置し、本制度の導入を審議しております。

(※3) 本制度の導入により、社外取締役以外の取締役および執行役員の報酬は、「基本報酬」および「株式報酬」により構成されることとなります。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役および監査役の報酬については、従前どおり、「基本報酬」のみによって構成されます。

## 2. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に関して本株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は、本制度の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、①の本株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を受託者に信託し、受益者要件を充足する当社取締役等を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④ 受託者は、信託管理人の指図に従い、③で抛出された金銭を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。本信託が取得する株式数は、①における本株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、役位別に定める標準報酬額および各事業年度における業績目標の達成度等に応じて、取締役等にポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該対象者の退任時に、信託契約の定めに従い、付与されたポイントの70%に相当する株数の当社株式（単元未満株数は切り捨て）が交付され、残りのポイントに相当する株数の当社株式については、本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
- ⑧ 信託期間中における業績目標の未達成等により、信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、新たな株式付与制度として本信託を継続利用するか、本信託から委託者に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(注) 当社は、本株主総会で承認を受けた株式取得資金の範囲内で、本信託に対し、自社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本制度を継続する可能性があります。

### 3. 本制度の内容

#### (1) 本信託の概要

本制度は、平成30年3月31日に終了する事業年度から平成32年3月31日に終了する事業年度（以下「対象期間」という。なお、下記（6）イの信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度を対象期間とする。）を対象として、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として、本信託が当社株式を取得し、本信託を通じて取締役等に当社株式等の交付等を行う株式報酬制度です。

#### (2) 制度導入手続

本株主総会において、当社株式の取得のための本信託への拠出金額の上限および取得株式数の上限その他必要な事項を決議し、本株主総会で承認を受けた範囲内で本信託を設定します。なお、下記（6）イの信託期間の延長を行う場合は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、信託期間の満了時において信託契約の変更および本信託への追加拠出を行うことを取締役会の決議によって決定します。

#### (3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役等は、退任後に、受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経た上で、退任までの在任期間に付与された累積ポイント数（下記（5）に定める。）に相当する当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 制度開始日以降の対象期間中、取締役等として在任していること（制度開始日以降に新たに取締役等となった者を含む。）
- ② 国内居住者であること（※4）
- ③ 取締役等を退任していること（※5）（※6）
- ④ 正当な解任理由に基づき取締役等を解任された者および取締役会による辞任勧告に伴い辞任した者ならびに在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ⑤ 下記（5）に定める累積ポイント数が決定されていること
- ⑥ その他業績連動型報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

（※4）受益者要件を充足する取締役等が国内非居住者となることが決定した場合においては、速やかに累積ポイント数に応じた数の当社株式を換価して得られる金銭について、本信託から給付を受けるものとします。

（※5）受益者要件を充足する取締役等が在任中に死亡した場合においては、速やかに累積ポイント数に応じた数の当社株式を換価して得られる金銭について、当該取締役等の相続人が本信託から給付を受けるものとします。

（※6）下記（6）ウによる信託期間の延長が行われ、延長後の信託期間の満了時においても、本制度の対象者が取締役等として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して取締役等の在任中に当社株式等の交付等が行われます。

#### (4) 当社が本信託に拠出する金員の上限

対象期間ごとに当社が本信託に拠出する信託金の金額は300百万円（※7）を上限（以下「信託金上限額」という。）とします。

（※7）信託期間内の本信託による株式取得資金および信託報酬・信託費用の合算金額となります。

(5) 取締役等に交付等が行われる当社株式等の算定方法および上限

取締役等には、信託期間中の毎年一定の時期に、役位別に定める標準報酬額および各事業年度の業績目標（連結売上高、連結営業利益および連結当期純利益等）の達成度（※8）に応じてポイントが付与されます。

取締役等の退任時等（当該対象者が死亡したときおよび国内非居住者となることが決定したときを含む。）に、付与されていたポイントの累積値（以下「累積ポイント数」という。）に応じて1ポイントにつき1株の当社株式等の交付等が行われます。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式数を調整します。

取締役等に付与される1事業年度当たりのポイントの総数の上限は166,000ポイントとします。

また、対象期間ごとに本信託が取得する当社株式数の上限（以下「取得株式数上限」という。）は、上記の1事業年度当たりのポイントの総数の上限に信託期間の年数である3を乗じた数に相当する498,000株とします。なお、受益者要件を満たした取締役等に交付される株式数はかかる株式数の上限（498,000株）に服することになります。この交付株式数の上限は、上記（4）の信託金上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

（※8）業績目標の達成度に応じて0～200%の範囲で業績連動係数を決定します。

(6) 信託期間

ア 本信託の信託期間

平成29年11月（予定）から平成32年9月（予定）までの約3年間とします。

イ 本信託の継続

信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続することがあります。その場合、さらに3年間を対象期間として、本信託の信託期間を延長し、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で、延長された信託期間ごとに、信託金上限額の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。

ウ 本信託の終了の取扱い（追加拠出を伴わない信託期間の延長）

本信託を終了する場合においても、信託期間（上記イの本信託の継続が行われた場合には、延長後の信託期間）の満了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、最長で10年間、本信託の信託期間を延長します。ただし、その場合には、取締役等に対する新たなポイントの付与は行いません。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、信託金上限額および取得株式数上限の範囲内で、株式市場または当社（自己株式処分）からの取得を予定しています。株式取得方法等の詳細につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

なお、信託期間中、取締役等の増員等により、本信託内の株式数が信託期間中に取締役等に付与されるポイントに対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、信託金上限額および取得株式数上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

(8) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を満たす取締役等が退任した場合（自己都合により退任する場合および解任される場合を除く。）、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時まで付与されていた累積ポイント数に相当する数の当社株式等について本信託から交付等が行われます。

このとき、当該取締役等は、累積ポイント数の70%に相当する当社株式（単元未満株式は切り捨て）について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、取締役等が在任中に死亡した場合、累積ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価したうえで、当該対象者の相続人が、その換価処分相当額の金銭の給付を受けるものとします。また、取締役等が国内非居住者となることが決定した場合、累積ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価したうえで、その換価処分相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち上記（8）により取締役等へ交付等が行われる前の当社株式。）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式にかかる剰余金の分配の取扱い

本信託内の当社株式にかかる剰余金の分配は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用に充てられます。信託報酬および信託費用に充てられた後、信託終了時に剰余が生じた場合には、当社および取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。なお、本信託を継続利用する場合には、当該剰余資金は株式取得資金として活用されます。

(11) 信託期間満了時の剰余株式の取扱い

対象期間における業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に剰余株式が生じた場合は、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続利用することがあります。信託期間満了により本信託を終了させる場合には、株主還元策として、本信託は当社に当該剰余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しております。

(ご参考) 信託契約の内容

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	取締役等に対するインセンティブの付与
③委託者	当社
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤受益者	取締役等のうち受益者要件を充足する者
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦信託契約日	平成29年11月21日（予定）
⑧信託期間	平成29年11月21日（予定）～平成32年9月末日（予定）
⑨制度開始日	平成29年11月21日（予定）
⑩議決権行使	議決権は行使しないものとします。
⑪取得株式の種類	当社普通株式
⑫信託金上限額	300百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）
⑬帰属権利者	当社
⑭残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

【信託・株式関連事務の内容】

①信託関連事務	三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社がBIP信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。
②株式関連事務	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。